

(仮称) 府中市民プール整備事業に係る公募型プロポーザル実施公告

公告管理番号 府ス公告 04-02

次のとおり公募型プロポーザルを実施するにあたり、参加者の募集を行います。

令和4年11月8日

広島県府中市長 小野 申 人

1 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 府中市民プール整備事業
- (2) 業務内容 (仮称) 府中市民プール整備に係る設計及び施工並びに工事監理
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日
- (4) 提案上限額 1,050,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 選定方法

本プロポーザルの審査は、提出書類の審査及びヒアリングを行い、本業務に適した最も優れた提案者を選定する。

審査は、2段階とし、第1次審査は提出書類によりヒアリング対象者を4者程度選定する。第2次審査は、その4者程度についてヒアリングを行い、最も優れた提案に係る第1位のもの(最優秀提案者)と次点のもの(優秀提案者)をそれぞれ特定する。

3 参加資格要件

参加者は、複数の企業で構成するグループ(以下「参加グループ」という。)とする。

参加グループは代表企業(以下「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とする。

(1) 参加グループの構成等

ア 参加グループは、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者及び本施設の工事監理に当たる者により構成すること。

イ 同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。

ウ 参加グループは、参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 参加グループの参加資格要件(共通)

参加グループの代表企業及び構成企業は、次の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

イ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。)でないこと。

ウ 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。)でないこと。

エ 破産法の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

カ 民事執行法の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方

税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

キ この事業の公告日から第2次審査書類提出期日までの間のいずれの日においても、府中市建設業者等指名除外要綱の規定による指名除外を受けていない者であること。

ク 府中市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条各号のいずれにも該当しないと認められる者であること。

ケ 府中市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

コ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

サ 他の参加希望者と資本関係又は人的関係において次に掲げる事項に関連がない者であること。

(ア) 親会社と子会社の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている者

シ (仮称)府中市民プール整備事業に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(3) 本施設整備に係る参加資格要件

本施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

ア 設計に当たる者

(ア) 設計に当たる者は、単体又は設計共同体(以下「設計JV」という。)のいずれかとする。設計JVは、自主結成とし、次の条件を満たすものとする。

a 代表構成員は、構成員において決定された者とする。

b 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれの技術を有する分野を分担するものとする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を集結して業務を実施するという設計JVの目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

c 構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、いずれかの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認めないものとする。

d 構成員は、その分担業務毎に、担当(主任)技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者を配置するものとする。

e 設計JVを結成した構成員は、本設計業務において、他の参加グループに属することはできない。

(イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 令和3・4年度広島県府中市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格を有する者又は広島県府中市建設工事入札参加資格を有する者(「有資格業者名簿」掲載者)であること。なお、設計JVの場合、この要件は代表構成員が満たすこととし、代表構成員以外の構成員でこの要件を満たしていない場合は、次に掲げる書類を提出すること。

a 印鑑証明書の写し

※参加表明書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。

b 商業登記簿謄本(原本又は写し)

※参加表明書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。

c 府中市税完納証明書（原本）

※参加表明書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。

※府中市に納税義務がない場合には不要とする。

d 消費税及び地方消費税の納税証明書（原本又は写し）

※参加表明書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。

e 一級建築士事務所登録証明書（原本又は写し）

※参加表明書提出日の3か月前の日以降に発行されたものに限る。

(エ)平成24年度以降に完成し引渡し完了した新築屋内体育施設の実施設設計業務を履行した実績を有すること。なお、設計JVの場合、この要件は代表構成員が満たすこと。また、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務をコンソーシアム等の構成員としての実績の場合は、主たる設計業者となったものに限るものとする。

(オ)管理技術者として一級建築士を配置できる者であること。

イ 建設に当たる者

(ア)建設にあたる者は、単体又は特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）のいずれかとする。建設JVは、自主結成とし、次の条件を満たすものとする。

a 代表構成員の出資比率は最大とする。

b 代表者以外の構成員は、府中市内業者とし、出資比率の最小限度は30%以上とする。

c 建設JVを結成した構成員は、本建設業務において、他の建設JVの構成員となることはできない。

d 参加表明書の提出時に、建設JVの構成員について明らかにすること。

e 代表構成員と代表者以外の構成員は、共同企業体協定書により協定を締結し、協定書を提出すること。

(イ)建設業法に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(ウ)令和3・4年度広島県府中市建設工事入札参加資格を有する者（「有資格業者名簿」登載者）であること。

(エ)令和3・4年度広島県府中市建設工事入札参加資格申請時の経営事項審査の総合評定値通知書における総合評定値で建築一式工事に係る数値が1,400点以上であること。なお、建設JVの場合、この要件は、代表構成員が満たすこと。

(オ)平成24年度以降に完成し引渡し完了した新築の25m以上のプール施設工事を元請として履行した実績を有すること。なお、建設JVの場合、この要件は、代表構成員が満たすこと。また、共同企業体の構成員としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限るものとする。

(カ)この事業の公告日から第2次審査書類提出期日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。

(キ)雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

(ク)次の条件をすべて満たす建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できる者であること。ただし、専任を要する期間は設計業務完了後からとする。

a この工事に必要な資格を有すること。

- b 参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（恒常的な雇用関係とは、参加表明書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。）にあること。
- ウ 工事監理に当たる者
- (ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 令和3・4年度広島県府中市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格を有する者（「有資格業者名簿」掲載者）であること。
- (ウ) 平成24年度以降に完成し引渡しが完了した新築屋内体育施設の実設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。なお、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務をコンソーシアム等の構成員としての実績の場合は、主たる設計業者又は工事監理業者となったものに限るものとする。
- (エ) 管理技術者として一級建築士を配置できる者であること。

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ・ 公告日 | 令和4年11月 8日（火） |
| ・ 参加表明書類及び第1次審査書類提出期限 | 令和4年12月15日（木） |
| ・ 第2次審査書類提出期限 | 令和5年 1月30日（月） |
| ・ ヒアリング実施 | 令和5年 2月上旬予定 |
| ・ 審査結果通知 | 令和5年 2月中旬予定 |

5 必要な手続き等

(1) 参加表明及び第1次審査

この業務のプロポーザルに参加しようとする者は、別紙「(仮称)府中市民プール整備事業公募型プロポーザル説明書」(以下「説明書」という。)に記載する必要な書類を持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 第2次審査

第2次審査対象者に選定された者は、説明書に記載する必要な書類を持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査は、次の委員からなる(仮称)府中市民プール整備事業に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 委員長 | 藤本 倫史(広島県スポーツ政策アドバイザー、福山大学経済学部講師) |
| 委員 | 大越 利夫(一般財団法人 府中市スポーツ協会事務局長) |
| 委員 | 宗藤 正典(特定非営利活動法人 府中ノアンテナ副理事長) |
| 委員 | 河毛 茂利(府中市建設部長) |
| 委員 | 福田 吉晴(府中市地域振興担当部長) |

(2) 第1次審査

資格要件を満たした者の中から、別表に基づき審査し、第2次審査対象者として4者程度選定する。

(3) 第2次審査

第2次審査対象者の中から、別表に基づき審査し、最優秀提案者と優秀提案者を特定する。

(3) 特定結果(審査)の通知

第2次審査書類を提出したすべての者に対し、文書により審査結果を通知するとともに公表する。

7 審査にあたっての評価方法

提出された書類及びヒアリングを加味して総合的に評価する。なお各評価項目の配点については別表のとおりとする。

8 担当部署

府中市総務部スポーツ振興課

9 その他

- (1) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等は提出後、差替え、再提出ができない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (5) 提出書類等に記載した設計業務の配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、本市の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。
- (6) 提案書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。
- (7) 公募に参加しようとする者は、選定委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の最優秀提案者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、選定委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) この整備事業の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により府中市議会の議決を要するため、優先交渉権者と協議の上、当該事業に係る仮契約を締結し、府中市議会の議決後に本契約を締結するものとする。

なお、当該議案が府中市議会で議決を得なかった場合でも、本市は仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先

府中市総務部スポーツ振興課

電話0847-43-7251

FAX0847-46-3450

府中市ホームページ (<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>)

第1次審査に対する選定基準

分類	評価の着目点				配点		
	判断基準						
設計業務	参加者の業務実績	同種	平成24年度以降において、同種施設新築工事に係る実施設計業務実績を件数で評価する。	3件以上の実績がある。	4	4	
				2件の実績がある。	2		
				1件の実績がある。	1		
				実績がない。	0		
		類似	平成24年度以降において、類似施設新築工事に係る実施設計業務実績を件数で評価する。	3件以上の実績がある。	2	2	
				2件の実績がある。	1		
			1件の実績がある。	0.5			
			実績がない。	0			
	管理技術者の業務経験	同種	平成24年度以降の同種施設の経験の内容（件数、携わった立場） 同種業務経験（換算）＝ Σ （経験数×役職係数）で評価する。				2
			役職係数 管理技術者又はこれに準ずる立場：2 主任担当技術者又はこれに準ずる立場：1 担当技術者又はこれに準じる立場：0.5	同種業務経験（換算）が4以上	2		
			同種業務経験（換算）が2以上	1			
			同種業務経験（換算）が1以上	0.5			
		経験がない。	0				
類似	平成24年度以降の類似施設の経験の内容（件数、携わった立場） 類似業務経験（換算）＝ Σ （経験数×役職係数）で評価する。				1		
		役職係数 管理技術者又はこれに準ずる立場：2 主任担当技術者又はこれに準ずる立場：1 担当技術者又はこれに準じる立場：0.5	類似業務経験（換算）が4以上	1			
			類似業務経験（換算）が2以上	0.5			
			その他	0			
建設業務	参加者の施工実績	同種	平成24年度以降において、同種施設新築工事の施工実績を件数で評価する。	3件以上の実績がある。	4	4	
				2件の実績がある。	2		
				1件の実績がある。	1		
				実績がない。	0		
	類似	平成24年度以降において、類似施設新築工事の施工実績を件数で評価する。	3件以上の実績がある。	2	2		
			2件の実績がある。	1			
		1件の実績がある。	0.5				
		実績がない。	0				
業務全般	課題に対する提案①	各業務におけるチーム編成予定とその特徴はどのようなものか。	課題について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（掲載内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		5		
	課題に対する提案②	道の駅や天満屋等府中駅周辺エリアとのつながり（屋外動線）をどう活用し、本業務に反映させるか。			15		
	課題に対する提案③	本業務の計画・設計プロセスを通して、関係者等の要望等を、具体的にどのようにくみ取って設計に反映させるか。			15		
合 計					50		

同種施設：25m×5レーン以上のプールを含む屋内スポーツ施設（官民間わない。）

類似施設：体育館等の大空間を有する延床面積1,500㎡以上の屋内スポーツ施設（官民間わない。）

第2次審査に対する特定基準

評価項目	評価の視点	配点	
(1) 事業実施に関する事項			
取組方針 ・実施体制 ・工程計画	<ul style="list-style-type: none"> 品質・コスト・工程管理の体制と手法について優れた提案がされているか。 本事業の目的を理解し、事業への高い取組意欲、明確な事業実施方針が提案されているか。 市との連携、報告、連絡が適切かつ確実に実施されるための有効な取組方針及び具体的な実施体制が提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	5	15
地域力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市内を優先的に、地元企業、地元製品の活用の具体的かつ実効性のある提案がされているか。 市内企業への発注や市内調達の総額 	10	
(2) 施設整備に関する事項			
施設配置計画 (外部計画)	<p>【周辺エリアとの関係性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺エリアのビジョンや基本コンセプトを踏まえたコンテンツの構成に対する考え方が明確に提案されているか。 周辺環境と調和した景観を形成するデザイン及びスポーツ施設としてシンボリックな外観デザインとしての提案がされているか。 屋内や周辺の歩行空間を活かした工夫が具体的に提案され、有効性があるか。 本施設と周辺エリア等とのつながり（屋外動線）に配慮した施設内のレイアウトが具体的に提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	10	50
	<p>【安全性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の利便性、利用者の安全性等を考慮した施設配置及びアプローチ動線の計画について優れた提案がなされているか。 車・自転車・徒歩など複数のアクセス手段を考慮に入れ、周辺道路からアクセスしやすい施設計画等について優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	10	
施設計画 (内部計画)	<p>【インクルーシブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう具体的な提案がされているか。 様々な利用形態に対応した計画が提案されているか。（混雑緩和、ユニバーサルデザイン、視認性・機能性） ユニバーサルデザインなどに配慮し、円滑で安全な施設内の動線やゾーニングが具体的に提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	10	
	<p>【安全性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性に配慮した動線計画、下足エリア/上足エリア/素足エリア及びウェットエリア/ドライエリア等のゾーニングが明確に分割された提案がされているか。 事故の予防等、利用者の安全性に配慮した優れた提案がされているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	10	
	<p>【ライフサイクルコスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外装、仕上、設備機器等について、点検、保守、保全、修繕、更新、清掃等のメンテナンスコストの低減に配慮した提案がされているか。 環境にやさしく、ライフサイクルコスト低減が図られる提案がされているか。 施設維持管理コストを縮減する実効性の高い方策が提案されているか。 その他特筆すべき点、優れた点が提案されているか。 	10	
(3) 自由提案に関する事項			
自由提案	<ul style="list-style-type: none"> 財政負担の軽減、集客力の向上、環境負荷の軽減等に寄与する提案がなされているか。 要求水準以上の機能の提案がされているか。 提案された自由提案事業には優れた点が見られるか。 	15	15
(4) 提案価格に関する事項			
価格評価	提案金額の積算の妥当性について評価する。	適・不適	
(5) 第1次審査に関する事項			
第1次審査	<ul style="list-style-type: none"> (1次審査時評価点/50) × 20 ※ 小数点以下は切り捨て 	20	20
合 計			100